（ガス関係報告規則の一部改正）

第六条　ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（定期報告） **第三条**　（略） ２　前項に規定する報告書の提出先は、次の表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる報告事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。			（定期報告） **第三条**　（略） ２　前項に規定する報告書の提出先は、次の表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる報告事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。		
報告者の区分	報告事項	報告先	報告者の区分	報告事項	報告先
一　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十七号のガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	（略）	一　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	（略）
二　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十七号のガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）	（略）	（略）	二　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）	（略）	（略）
三　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十七号のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	（略）	三　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	（略）
四　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十七号のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）	（略）	（略）	四　令第二十一条第四項の表第七号又は第二十五号のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）	（略）	（略）
五　令第二十一条第四項の表第七号の一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者	（略）	（略）	五　令第二十一条第四項の表第七号の一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者	（略）	（略）
六　令第二十一条第四項の表第七号の一般ガス導管事業者	（略）	（略）	六　令第二十一条第四項の表第七号の一般ガス導管事業者	（略）	（略）